業務規程チェック表

５

申請者用

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 規定 | 根拠 | 公表規定 | 根拠 | ✔ |
| 業務の方法 | 当該卸売市場の業務の運営に関し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。 | 法第13条５項３号イ | ― | ― |  |
| 当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、次に掲げる事項を公表すること。(1)　その日の主要な品目の卸売予定数量 (2)　その日の主要な品目の卸売の数量及び価格 | 法第13条５項３号ロ・施行規則第18条 | 開設者が定める時までに、インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。 | 施行規則第18条 |  |
| 業務規程に定められている遵守事項を取引参加者に遵守させるため、これに必要な限度において、取引参加者に対し、指導及び助言、報告及び検査、是正の求めその他の措置をとることができること。 | 法第13条５項３号ハ | ― | ― |  |
| 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法が定められていること。 | 法第13条５項４号イ | インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。 | 施行規則第19条 |  |
| 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法が定められていること。 | 法第13条５項４号ロ | インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。 | 施行規則第19条 |  |
| 遵守事項　※①～⑥について内容のとおり定める | ①売買取引の原則（内容）取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。 | 法第13条５項５号表の１ | ― | ― |  |
| ②差別的取扱の禁止（内容）卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。 | 法第13条５項５号表の２ | ― | ― |  |
| ③売買取引の方法（内容）卸売業者は、売買取引の方法として業務規程に定められた方法により、 卸売をすること。 | 法第13条５項５号表の３ | ― | ― |  |
| ④売買取引の条件の公表（内容）卸売業者は、次に掲げる事項を公表すること。(1)　営業日及び営業時間(2)　取扱品目(3)　生鮮食料品等の引渡しの方法(4)　委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は 買受人が負担する費用の種類、内容及びその額(5)　生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法（取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法に掲げる方法として業務規程に定められた方法に則したものに限る。）(6)　奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む。） | 法第13条５項５号表の４・施行規則第20条 | インターネットの利用その他の適切な方法により行わなければならない。 | 施行規則第20条 |  |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 規定 | 根拠 | 公表規定 | 根拠 | ✔ |
| 遵守事項　※①～⑥について内容のとおり定める | ⑤決済の確保（内容）１　取引参加者は、取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法に掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。（内容）２　卸売業者は、農林水産省令(1)で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書（出荷者が安定的な決済を確保するために必要な財務に関する情報として農林水産省令(2)で定めるものが記載された部分に限る。）について閲覧の申出があった場合には、農林水産省令(3)で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。【参考】(1)　事業報告書は、事業年度ごとに、別記様式第２号（都道府県が別に定める場合にあっては、その様式）により作成し、当該事業年度経 過後90日以内（都道府県が別に定める場合にあっては、その期限まで）に、開設者に提出しなければならない。(2)　財務に関する情報は、貸借対照表及び損益計算書とする(3)-1 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者から閲覧の申出がなされた場合(3)-2 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合(3)-3 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合 | 法第13条５項５号表の５　・施行規則第21条１項、３項、４項 | インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。 | 施行規則第21条２項 |  |
| ⑥　売買取引の結果等の公表（内容）卸売業者は、次に掲げる事項を公表すること。(1)　その日の主要品目の卸売予定数量(2)　その日の主要品目の卸売の数量及び価格(3)　その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額 | 法第13条５項５号表の６・施行規則第22条 | インターネットの利用、事務所における備置きその他の適切な方法によりさせなければならない。 | 施行規則第22条 |  |
| その他の遵守事項 | 上に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。 イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。 ロ 当該遵守事項が取引参加者の意見を聴いて定められていること。ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。 | 法第13条５項６号 |  |  |  |